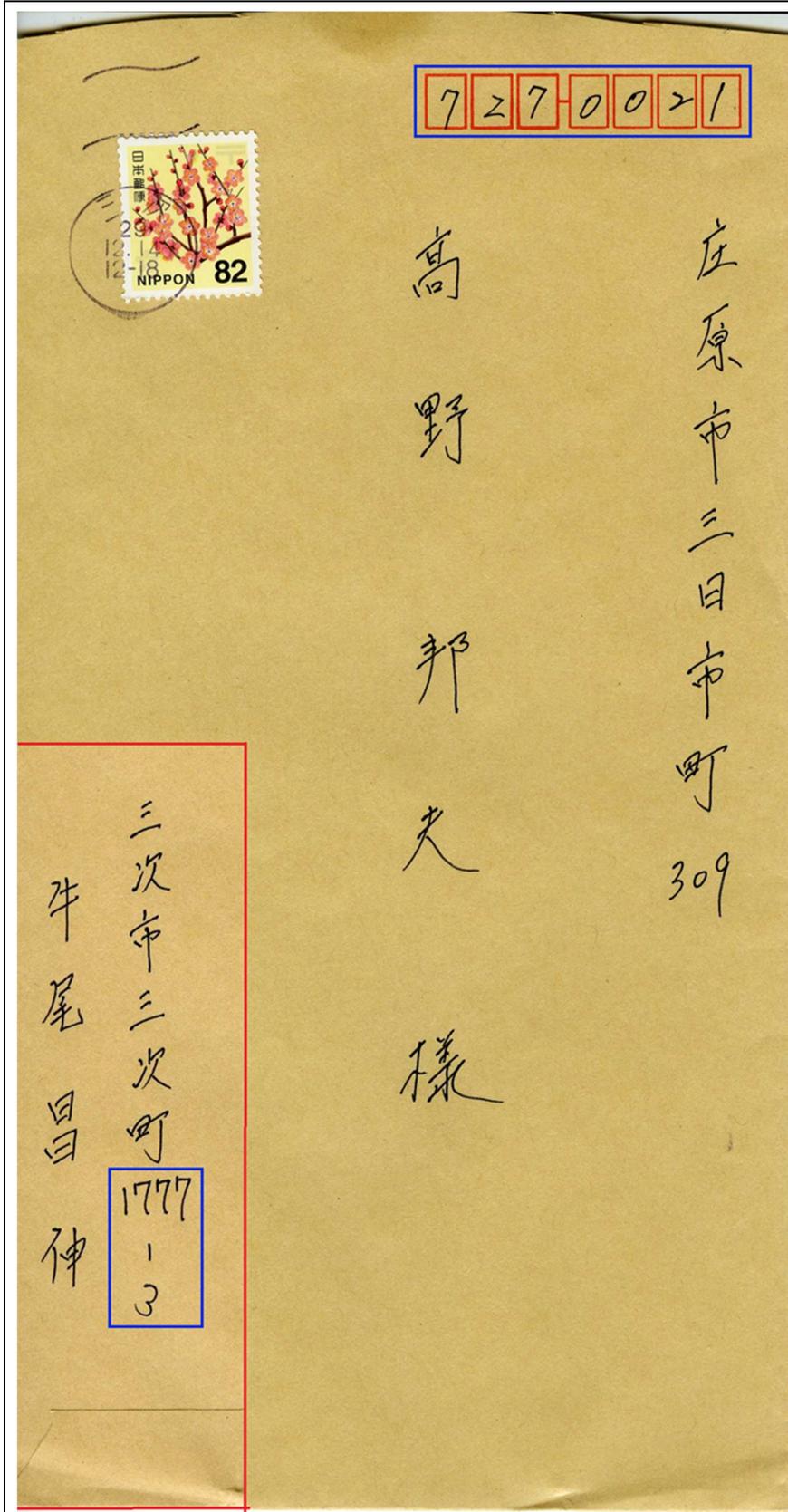


甲第34号証

牛尾副検事の報告書(甲第6号証)3頁(右枠内)に、「立会事務官に郵送させた」旨の記載がある
しかし、郵送された処分通知書の入っていた封筒の差出人は牛尾昌伸となっている



た。当職は、その内容を確認して押印し、立会事務官に対して、原告宛てに「処分通知書」を郵送の方法により送付するよう指示した。
当職の指示を受けた立会事務官は、同日、普通郵便により「処分通知書」を原告宛てに郵送した。